

卒業の認定に関する方針

<衛生専門課程 美容科>

本校では、以下に示す能力を身につけ、学則で定める基準により所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定します。

1. 美容の基礎・基本技術を備える
2. 礼儀やマナーを備える

(学則 第6章第17条「進級・卒業の認定基準」)

衛生専門課程は、学科成績、実習成績、授業態度、操行及び出席状況等を総合考査し、以下の条件を満たした者に修了の認定を行う。

- ・学則で定める必要な単位数を履修していること。
 - (1) 教科課目の区分ごとに、その教科課目の80%以上、実習ならびに実技を伴う教科課目は80%以上を出席していること。
 - (2) 出席数が上記(1)に満たない場合は補講を受け、認定を得る。
- ・定期考査による単位修得については、校長が別に定める。
 - (1) 定期考査において評点が60点以上であること。
 - (2) 評点が上記(1)に満たない場合は追試験を受け、及第点に達した場合は認定を得る。
- ・授業料等の校納金に未払い遅延がないこと。